

掛川市条例第 3 2 号

掛川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 2 3 日

掛川市長

(別紙)

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（長期優良住宅の普及の促進に関する法律による手数料）</p> <p>第20条の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この条において「品確法」という。）第5条第1項に規定する<u>登録住宅性能評価機関が交付した法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面</u>を添付する場合</p> <p>ア （略）</p> <p>（ア）（略）</p> <p><u>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき5,000円</u></p>	<p>（長期優良住宅の普及の促進に関する法律による手数料）</p> <p>第20条の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この条において「品確法」という。）第5条第1項に規定する<u>住宅性能評価書又は品確法第6条の2第3項に規定する確認書</u>（以下この条において「<u>確認書</u>」という。）を添付する場合</p> <p>ア （略）</p> <p>（ア）（略）</p> <p><u>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>a 申請戸数が1戸のもの 1件につき15,000円</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき26,000円</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき42,000円</u></p>

イ (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき7,000円

(2) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書を添付する場合(新築住宅に限る。)

ア 一戸建ての住宅 1戸につき19,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき12,000円

(3) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき24,000円

イ (略)

(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき76,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき35,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき68,000円

イ (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき22,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき38,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき61,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき101,000円

(2) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき52,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき118,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき187,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき368,000円

イ (略)

(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき77,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき77,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの

2 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。

(1) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した法第8条第2項において準用する法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき4,000円

イ (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき6,000円

1件につき176,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの

1件につき280,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき550,000円

2 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。

(1) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は確認書を添付する場合

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき12,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき21,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき34,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき52,000円

イ (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき17,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき30,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき49,000円

(2) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書を添付する場合（新築住宅に限る。）

ア 一戸建ての住宅 1戸につき14,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき8,000円

(3) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき13,000円

イ (略)

(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき44,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき20,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき 77,000円

(2) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき31,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 67,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき107,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき202,000円

イ (略)

(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき45,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき45,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき99,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき159,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき301,000円

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

